

岐阜県運営適正化委員会規程

(設置)

第1条 社会福祉法第83条の規定に基づき、岐阜県社会福祉協議会（以下「岐阜県社協」という。）に運営適正化委員会を置く。

(目的)

第2条 運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決することにより、福祉サービス利用者の利益を保護することを目的とする。

(運営適正化委員会の職務)

第3条 運営適正化委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 福祉サービス利用援助事業の事業者に対する必要な助言、勧告等に関すること。
- (2) 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、調査及びあっせんに関すること。
- (3) 虐待等のおそれがある場合の都道府県知事への通知に関すること。
- (4) その他、本委員会の目的達成に必要なこと。

(委員)

第4条 運営適正化委員会の委員は、次に掲げる各号の定めるところにより、岐阜県社協会長が選任する。

- (1) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、公益を代表とする者 3名
- (2) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する団体を代表する者 2名
- (3) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、福祉サービスの提供者を代表する者 2名
- (4) 法律に関し学識経験を有する者 3名
- (5) 医療に関し学識経験を有する者 2名

2 岐阜県社協会長は、運営適正化委員会の選任に当たり、選考委員会の同意を得なければならない。

3 選考委員会に関する事項は、別に定める規程による。

(任期)

第5条 運営適正化委員会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第6条 岐阜県社協の会長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(委員長等)

第7条 運営適正化委員会に委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、運営適正化委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 運営適正化委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営適正化委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 運営適正化委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(合議体)

第9条 運営適正化委員会に次の各号に掲げる合議体を置く。

- (1) 第3条第1号に掲げる職務を行う合議体（以下「運営監視合議体」という。）
- (2) 第3条第2号に掲げる職務を行う合議体（以下「苦情解決合議体」という。）

2 運営監視合議体の委員は、次の各号に定めるところにより、委員のうちから委員長が指名する。

- (1) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、公益を代表する者 2名
- (2) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する団体を代表する者 2名
- (3) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、福祉サービスの提供者を代表する者 2名
- (4) 法律に関し学識経験を有する者 3名
- (5) 医療に関し学識経験を有する者 1名

3 苦情解決合議体の委員は、次の各号に定めるところにより、委員のうちから委員長が指名する。

- (1) 社会福祉に関し学識経験を有する者のうち、公益を代表する者 3名
- (2) 法律に関し学識経験を有する者 1名
- (3) 医療に関し学識経験を有する者 2名

4 前2項に規定する合議体にそれぞれに委員長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 5 委員長は、会務を総理し、合議体を代表する。
- 6 合議体は、委員長が招集する。

- 7 合議体は、委員総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 8 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、合議体委員長の決するところによる。
- 9 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 10 本委員会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって本委員会の議決とする。
- 11 その他、合議体の運営について必要な事項は別に定める。

(運営監視業務の手続き)

第10条 第3条第1号に掲げる職務については、この規定に定めるもののほか、運営適正化委員会が別に定めるところによる。

(苦情解決のあっせん等の手続き)

第11条 第3条第2号に掲げる職務については、この規定に定めるもののほか、運営適正委員会が別に定めるところによる。

(委員の守秘義務)

第12条 運営適正化委員会の委員又は職務にあった者はその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(情報の公開)

第13条 運営適正化委員会は、年に1回、運営適正化委員会の業務の状況及びその成果について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(事務局)

第14条 運営適正化委員会の事務を行うため、運営適正化委員会に事務局を置く。

2 運営適正化委員会の事務局職員又は職員の職務にあった者はその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 その他事務局に関する事項は、運営適正化委員会委員長が別に定める。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、運営適正化委員会及びその事務局の運営等に必要な事項は、運営適正化委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年1月22日から施行する。岐阜県運営適正化委員会設置要綱は、この規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。